

令和4年11月1日

太田市立木崎中学校
保護者様

太田市立木崎中学校
校長 添田良之

自転車通学用ヘルメットの自由化について

晩秋の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対して温かいご支援、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和3年4月1日より、改正された群馬県交通安全条例が施行されました。第一の改正点は自転車保険加入の義務化ですが、もう一つの改正点として、ヘルメット着用の努力義務化が示されました。ヘルメットを着用する社会人や高校生の姿も多く見られるようになりました。

自転車通学用のヘルメットも安全性やデザイン、通気性などを考慮して選択する幅が広がってきています。そこで、自転車通学用ヘルメットを下記のとおり自由化いたします。ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1 自転車通学用ヘルメットについて

- (1) 現在使用しているヘルメットを継続使用できます。
- (2) 今後購入する場合は以下のようにお願いいたします。
 - ①SG基準に適合し、安全性に優れたものを着用してください。
 - ②色や形状、木崎中学校の校章の有無は問いません。
 - ③間違いのないように必ず記名をお願いします。

2 使用開始期日

令和4年12月1日（木）からといたします。

3 その他

- (1) ご購入については各ご家庭で取扱店にてお求めください。
- (2) ご不明な点は、木崎中学校教頭までお問い合わせください。

0276-56-1031

太田市立木崎中学校

教頭 永原 和明